



安芸高田アグリフーズ株式会社決算状況の未提出について

1. 趣旨

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、該当する法人について、その経営状況の資料を、毎年度、安芸高田市議会に提出する必要があるが、2013（平成 25）年度から 2020（令和 2）年度の 8 年度にわたり、安芸高田アグリフーズ株式会社決算状況書類の提出を怠っていた。

※地方自治法第 243 条の 3 第 2 項

普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払いを保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人について、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

2. 提出を怠っていた書類

安芸高田アグリフーズ株式会社 決算状況書類

3. 未提出の件数

8 件【2013 年度（平成 25 年度）～2020 年度（令和 2 年度）の 8 年度分】

4. 原因

事務引継ぎの遺漏により、決算状況書類の提出を失念。

5. 今後の対応

未提出の決算状況書類を遡及して提出する。

6. 再発防止策の徹底

- (1) 法令に基づき提出すべき書類を確認するとともに、チェックリストの作成等法令の順守を徹底する。
- (2) 人事異動等に伴う事務引継ぎを確実にを行う。

【本件に係る市長コメント】

今回の事案に関して、市として深くお詫び申し上げます。
法令違反の事実を重く受け止め、再発防止にとりくみます。